



発行 税理士法人 **中央総研**
 桑名市大福 406-1
 TEL0594-23-2448
 FAX0594-23-3303
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
 URL:http://mie-cri.com



トランプ米大統領 2.0 — マッドマン・セオリー —

【はじめに】

2025/1/20、米国のドナルド・トランプ氏が4年ぶりに大統領に返り咲きました。

米国の大統領在任期間は4年間です。

第2次トランプ政権は「**トランプ2.0**」とも呼ばれ、その政策に世界中が注目しています。

トランプ米大統領2.0による「**マッドマン・セオリー（狂人理論）**」がスタートしてから、4ヶ月が経過しました。

【トリプル安】

そもそも、4月2日に、トランプ大統領が「関税率の一覧」のボードを手を持って、そのボードに、「JAPAN 24%」と示しました。

関税の嵐が吹きまくっています。

米トランプ政権の**関税政策**は、株安・債券安・通貨安の「**トリプル安**」を招き、世界的な景気減速への懸念が強まっています。

関税政策によるトリプル安	
株安	通常は、株安になると、資金は債券投資に向かい、債権高（金利は安くなる）になります。トリプル安と云う奇妙な経済現象が生じています。
債券安	
通貨安	

【日米関税交渉】

日本は**最初の交渉国に指名**され、4月17日に、石破茂首相の盟友である**赤澤亮正**経済再生担当大臣が渡米し、トランプ大統領と会談しました。

赤澤亮正経済再生担当大臣 4月17日 渡米	
トランプ大統領	面談
ベッセント財務長官	初めての閣僚交渉を行う
グリア 通商代表部 (USTR) 代表	

米国の**年間1兆2千億ドル**を超える**膨大な貿易赤字**を削減するための、**最初の交渉国**に日本が指名されました。腹立たしい限りです。

【90日間停止】

その4月17日の会談の約1週間前の4月9日には、相互関税の上乗せ分について「**中国を除いて90日間停止する**」と、一步譲歩した態度を示しました。

誰も、信用していないどころか、次は、何を言い出すだろう！ と、**疑心暗鬼**であります。

この90日間停止は、あくまで**ディール**（Deal 取引）のための猶予であって、撤回でも変更でもなかったのです。

【外国貿易障壁報告書】

米国側は、USTR（通商代表部）がまとめた「**外国貿易障壁報告書**」をもとに要求を重ね、自動車に関する**日本の安全基準が「非関税障壁」**になっているとして、見直しを迫るなど、従来通りの主張を繰り返しています。

まずは、日本とのディールで成果を上げて、他の国との交渉を有利に進めようとしているのです。

目くらましが天才的に得意なトランプ氏ですね。

【ベッセント財務長官は本当に親日？】

左側の下の一覧表を参照して下さい。

その中のベッセント財務長官は、親日的だとよく云われます。あまり、親日的と云う言説はアテにしないほうがよさそうです。

と云うのは、彼は対日交渉の担当閣僚であり、重要なプレイヤーであるからです。

関税政策によるトリプル安（株安・債券安・通貨安、左側の一覧表を参照）になった時に、彼は大統領執務室に飛んできて強い警鐘を鳴らしたため、90日間の停止を、トランプ氏は決断せざるを得なくなりました。

【トランプ氏の長所】

トランプ氏の長所は、プライドがあるようでないところ（笑）。

大きな公約は堅持しつつも、恥も外聞もなく、昨日云ったことと違うことを平気で云えることです。

この先も、高速で飛ばすトランプ氏が事故を起こしそうになるたびに、財務長官ベッセントと云うシートベルトが働き、最悪の事態を食い止めることでしょう。

《代表社員 笹谷 俊道》

改正後の基礎控除の適用時期に注意

基礎控除の特例（基礎控除額に一定額を加算する措置）を含めた修正案については、当初の法案を含めて現在参議院で審議中ですが、この基礎控除特例の適用時期について、修正案を確認します。

【所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案】 （自民・公明案）

上記の修正案には、以下の附則を加えることが定められています。

（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例に関する経過措置）

修正案では、給与所得者に係る基礎控除の特例の適用について「令和7年中に支払うべき給与等で最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて適用する」とあります。

つまり、毎月の給与に係る源泉徴収については、当然今回の特例は適用されませんので、年末調整で加味されることとなりますが、それが、12月1日以後か11月30日以前かによって、対応が異なることとなります。

また、個人の確定申告の提出時期が11月30日以前である場合に、基礎控除の特例の適用をすることで税額が減る場合には、5年以内の更正の請求ができることと定められています。

もともとの法案で、10万円アップする基礎控除の適用については、令和7年12月1日施行となっています。これに合わせたかたちで、特例が規定されています。

つまり、特例を含めた改正後の基礎控除の適用は令和7年12月1日施行で、年調などすべてにおいて11月30日以前は改正前、12月1日以後は改正後で適用することとなります。

特に、準確定申告をされる場合で、特例を含めた改正後の基礎控除を適用することによって税額が減少する場合には、2段階の手続きが必要となるため、ご注意ください。

<増田>

職場の熱中症対策の強化

【今年の夏も全国的に暑い？】

気象庁の発表では、今年の夏も全国的に気温は平年より高い予想です。

去年のような記録的な暑さになる可能性は低いようですが、早い段階から熱中症対策が必要となりそうです。

【6月1日から改正労働安全衛生規則が施行！！】

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されます。

この改正により、以下の措置が事業者には義務付けられます。

1. 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
 - ①「熱中症の自覚症状がある作業者」
 - ②「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が、その旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること。
2. 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
 - ①作業からの離脱
 - ②身体の冷却
 - ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせる
 - ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業者に対して周知すること。

【対象となる「熱中症を生ずるおそれのある作業」？】

WBGT(暑さ指数)28度又は気温31度以上の作業場で、連続1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいう。

【対策を怠った場合は？】

6月以下の懲役または50万円以下の罰金が科される可能性があります。

<参考資料>

厚生労働省「職場における熱中症対策の強化について」

<中保>

実は、鳴き声ではなく羽音。蚊の羽音は350~600Hzで、人間にとって一番聞こえやすい。

また、この周波数の高音はヒトにはとても不快に感じられる。

そのため、離れていても、小さい音でも耳元で聞こえているように感じるため。